

保護者 様

群馬県立高崎工業高等学校  
校 長 天 田 敏 明

### 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の延長について

春暖の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、県立学校の臨時休業については、5月6日までとしていましたが、全国及び近隣都県の感染状況については予断を許さない状況が続いており、本県も同様と考えています。そのため、今般、県立学校の再開について、群馬県感染症危機管理チームに意見を求めたところ、再開延期を含めて慎重に判断した方がよいとの意見がありました。

県教育委員会では、こうした意見を踏まえ、県立学校の再開については生徒を学校における感染危機から守り、家族等への感染の拡大を防止するとともに、学校において集団感染が発生した場合の医療機関等への影響も考慮し、大型連休後、少なくとも2週間程度の感染状況を見極め、その後の対応を検討する期間を確保する必要があることから、臨時休業の期間を5月31日まで延長することとしました。

つきましては、生徒の健康・安全を第一に考え、新型コロナウイルスへの感染を防止するため、臨時休業及びその期間における各御家庭での生活、学習面や生活面の指導に関する学校の対応について、下記のとおりといたしましたので、引き続き、御理解・御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休業期間について

5月31日まで

なお、休業中の連絡や学習の指示・課題等については、学校連絡網及びメール配信、学校ホームページでお知らせしますので、適宜、メールやホームページ等の確認をお願いします。

#### 2 健康管理について

- ・感染の拡大を防ぐため、ショッピングモールなどの人が多く集まる施設、映画やカラオケなどの人が集まる密室などの利用を避けたり、不要不急の外出を控えたりするよう御指導ください。
- ・十分な休養と栄養、こまめな手洗いを心がけ、毎朝の検温を実施するなど、健康状態を確認してください。その際、学校から配布された「健康観察の記録表」等を活用するなどして、日々の健康状態の把握をお願いします。
- ・発熱や咳などの症状がある場合には、最寄りの保健福祉事務所（保健所）等に電話相談し、直接医療機関を受診しないようにしてください。なお、相談先については、県庁Webページ「新型コロナウイルス感染症関連の県民相談窓口一覧」を参考にしてください。
- ・万が一、生徒自身や御家族の感染が判明した場合は、速やかに学校へ御連絡をお願いします。

#### 3 御家庭での過ごし方について

- ・学校からの課題のほかに、読書などの自主的な学習に取り組みせるとともに、臨時休業中の生活について家庭で話し合っ、学校再開に向けた準備に取り組むよう御指導ください。
- ・臨時休業中のアルバイトについては、原則禁止です。厳守いただくようお願いします。
- ・SNS上のトラブルや犯罪被害等にあわないよう、SNS等の利用については細心の注意をお願いします。
- ・やむを得ず外出させる場合は、感染防止に努めるとともに、交通事故等にあわないよう十分な注意喚起をお願いします。
- ・生徒が不安や悩み等を抱えていたり、問題行動や事故等が発生したりした場合は、速やかに学校へ御相談、御連絡をお願いします。

4 休業中の学習について

- 5月7日以降に取り組む課題を郵送します。今回郵送される課題は、一学期の評価に反映される内容となっています。計画を立てて学習に取り組むとともに学習の記録をつけるよう御指導をお願いします。
- 現在、Webによるオンライン授業や学習支援の実施を検討中です。決まり次第メールにてお知らせします。
- 質問や相談についても随時受け付けていますので、必要があれば学校まで連絡をお願いします。

5 連休中及び休日中の学校への緊急連絡について

本校ホームページの代表メールアドレス (takako-hs@edu-g.gsn.ed.jp) にて対応します。

このメールによる返信はできませんので、必ず学年、学科、生徒氏名(または保護者氏名)、電話番号を明記して送信してください。その後、学校より電話連絡をいたします。